

# 道路橋定期点検報告書作成要領（案）

平成29年 1月

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会

# 目 次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 報告書の作成	1
(1) 道路橋定期点検報告書	1
1) 市町村橋梁等長寿命化連絡協議会 検査報告書	1
2) 点検報告書	2
(1) 点検報告書	2
(2) 参考資料	2
(3) 巻末資料	2
(2) 点検調書	3
(3) 劣化が著しい橋梁等への対応	3
4. 報告書概要版の作成	4
5. その他	4
【参考資料】	
橋梁点検報告書作成例	5
報告書概要版作成例	27

## 1. まえがき

本要領は、市町村橋梁等長寿命化連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）から包括発注された、「道路橋定期点検業務」の報告書の作成要領についてまとめたものである。

尚、各点検調書等については、各々の点検要領に基づいて作成するものとする。

## 2. 適用範囲

本要領は、連絡協議会から包括発注された「道路橋定期点検業務」に適用する。

## 3. 報告書の作成

報告書の綴りは下記（１）を基本とし、市町村毎に作成する。

注） 包括発注の場合、各市町村と連絡協議会が各々に契約を交わし、それをある程度の業務量に分割・合算して発注している。

よって、報告書の業務名・工期等は市町村と連絡協議会で交わした契約業務名と工期となる。

### （１）道路橋定期点検報告書

報告書はA4版を基本とし、以下の順番でファイル製本とする。

- ① 市町村橋梁等長寿命化連絡協議会 検査報告書
- ② 点検報告書 : 表紙
  - 1. 業務概要
  - 2. 点検橋梁
  - 3. 橋梁点検結果
- ③ 参考資料 : 各種参考資料（各市町村からの貸与資料、各社独自様式等）
- ④ 巻末資料 : 業務計画書  
照査報告書（自社照査）  
現地踏査報告書  
実施計画書  
打合せ記録簿  
橋梁位置図（市町村管内図）

### 1) 市町村橋梁等長寿命化連絡協議会 検査結果報告書

包括発注業務として連絡協議会が最終成果の検査を行った「検査結果報告書」を、点検報告書に合冊製本する。

包括発注業務の検査は、NPO法人道路維持支援センターが検査員を委嘱し、現場立会と成果検査を行い検査報告書としてまとめる。

検査報告書の作成は「橋梁点検業務検査結果報告書作成要領（案）」による。

- ① 現地立会橋梁数は、点検業務全橋梁数の10%について行う。
- ② 成果検査は、点検業務全橋梁数を行う。

## 2) 点検報告書

道路橋定期点検業務報告書として、各市町村毎にとりまとめ、作成・製本する。  
報告書の項目は以下の通りである。

- ① 点検報告書 : 表紙
  - 1. 業務概要
  - 2. 点検橋梁
  - 3. 橋梁点検結果
- ② 参考資料 : 各種参考資料（各市町村からの貸与資料、各社独自様式等）
- ③ 巻末資料 : 業務計画書  
照査報告書（自社照査）  
現地踏査報告書  
実施計画書  
橋梁位置図（市町村管内図）

### (1) 点検報告書

点検報告書は、上記「表紙」～「3. 橋梁点検結果」のみとし、内容は各市町村にあわせ数量等の差異はあるが様式を変えてはならない。

別添として、様式の記入参考例を添付する。

### (2) 参考資料

参考資料は、業務に必要な「点検橋梁一覧表」、「貸与資料」、その他必要資料等とし、下記の項目の資料を基本とする。

- ① 点検橋梁一覧表(数量表) : 契約時、変更時数量表等。
- ② 点検橋梁位置図 : 全点検橋梁を基本とする。（市町村道路線図でも可）
- ③ 点検橋梁台帳 : 全点検橋梁を基本とする。
- ④ 点検橋梁経緯度一覧表 : 各社様式で可能（添付なしでも可能）

注) 参考資料に点検橋梁の損傷度順位表等は添付しない。

参考資料として各社独自の資料等は添付しない。上記添付資料を原則とする。

各市町村から参考資料等の要望があった場合は、連絡協議会に連絡のこと。

連絡協議会で対応にあたる。（損傷度順位表等）

### (3) 巻末資料

巻末資料には、下記の計画書・報告書を添付する。

- ① 業務計画書 : 秋田県委託業務共通仕様書業務計画書作成例
- ② 照査報告書（自社照査） : 詳細設計照査要領(社)東北建設協会 平成11年3月
- ③ 現地踏査報告書 : 各社独自様式
- ④ 橋梁点検実施計画書 : 各社独自様式
- ⑤ 橋梁位置図（市町村管内図） : 契約時、変更時位置図等

注) 上記巻末資料は、作成例及び要領を基本に各社独自様式でも可能。

## (2) 点検調書

橋梁点検調書は下記の3様式に基づいて作成する。

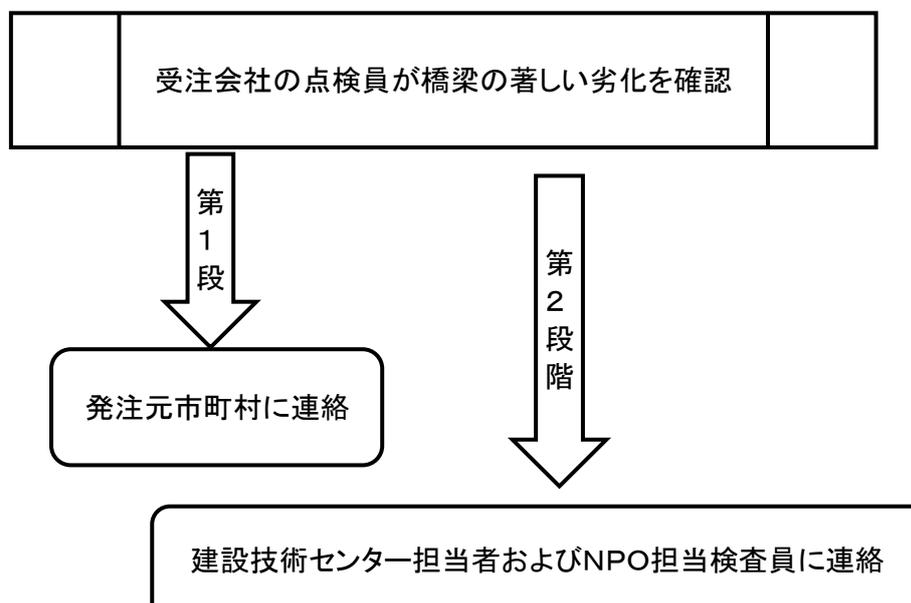
- ① 国総研様式  
基準書：道路橋に関する基礎データ収集要領（案） 平成19年 5月
- ② 市町村橋梁等長寿命化連絡協議会様式  
基準書：道路施設点検業務の電子納品の手引き（案）  
参考資料 各点検調書及び属性集計表（提出用）の入力方法（案）
- ③ 国交省様式  
基準書：道路橋定期点検要領（案） 平成26年 6月

注) 点検調書は、各要領を熟知のうえ作成すること。  
点検調書は各様式毎に分冊し、ファイル綴じを原則とする。  
点検調書は、点検橋梁数が少ない場合には、合冊も可能。  
点検調書は橋梁毎にインデックスを添付し、各橋梁調書が速やかに開けるように体裁を行う。  
点検調書作成に当たっての基準書は、最新の基準書を使用するものとする。

## (3) 劣化が著しい橋梁等への対応

劣化が著しいことを確認した橋梁については下記の事項に留意する。

- ① 受注会社の点検者は速やかに市町村等に連絡する。
- ② 受注会社の点検者は、市町村に連絡後速やかに技術センター係員およびNPO担当検査員に電話またはメール等で連絡する。
- ③ 受注会社の点検者は応急措置等についての助言（口頭でも可）を行う。  
この時、点検者は必要に応じてNPO担当検査員に助言を求める。
- ④ 受注会社の点検者は、損傷事例として技術的検討を行う為の資料をNPO担当検査員の求めに応じて提供すること。



#### 4. 報告書概要版の作成

概要版は、納品時に担当者だけでなく、他の立会人（市町村、連絡協議会、担当検査員、受注者）に対しての説明用資料である。

概要版の仕様は下記の項目を基本とする。様式を別添で添付する。

- ① 表紙
- ② 1. 業務概要
- ③ 2. 橋梁点検数量
- ④ 3. 橋梁の健全度
- ⑤ 位置図
- ⑥ 点検総括表
- ⑦ 特に着目すべき橋梁

注) 概要版は、A3版を基本とする。

概要版の部数は、納品時の発注者(市町村)、市町村橋梁等長寿命化連絡協議会、検査者、受注者等の立会人数分を用意する。

#### 5. その他

##### (1) 発注市町村からの要望に対し

発注市町村から各種の要望事項があった場合は、連絡協議会に連絡し、連絡協議会を通して処理すること。特に受注者単独で要望に答えることは避ける。

例) 男鹿市から、「連絡協議会様式の調書に橋梁側面写真を添付してほしい。」との要望があった。

回答・修正 連絡協議会様式の調書第1ページに側面写真を添付した。

DKI271-02

平成27年度 防災・安全交付金

〇〇市 道路橋定期点検業務委託

※ 委託番号、契約件名は、市町村と連絡協議会で締結した  
契約件名である。

## 橋 梁 点 検 報 告 書

平成 2 8 年 1 月

注) 赤字は例のために着色。  
ゴシック赤字は注意事項

〇 〇 市 一発注市町村名  
市町村橋梁等長寿命化連絡協議会  
創 和 技 術 株 式 会 社 一点検受注会社名

## - 目 次 -

1. 業務概要	1
(1) 業務の目的	1
(2) 業務概要	1
(3) 位置図	1
(4) 実施方針	2
(5) 点検橋梁位置図	3
2. 点検橋梁	5
(1) 橋梁点検数量表	5
(2) 点検橋梁の現状	7
3. 橋梁点検結果	8
(1) 点検橋梁数量表	8
(2) 橋梁健全度の検討	9
1) 部材単位の健全度の診断	9
2) 健全度区分の変換	10
3) 健全度区分及び損傷度による橋梁の優先順位	13
4) 判定の範囲	14
5) 変状の種類	15
6) 橋梁毎の健全性の診断	16
(3) 道路橋点検総括表	16
(4) 評価結果及び所見	19
1) 道路橋定期点検損傷度評価	19
2) 橋梁健全度	19
3) 部材毎の判定区分評価	19
(5) 特に着目すべき橋梁の損傷状況	20

## 1. 業務概要

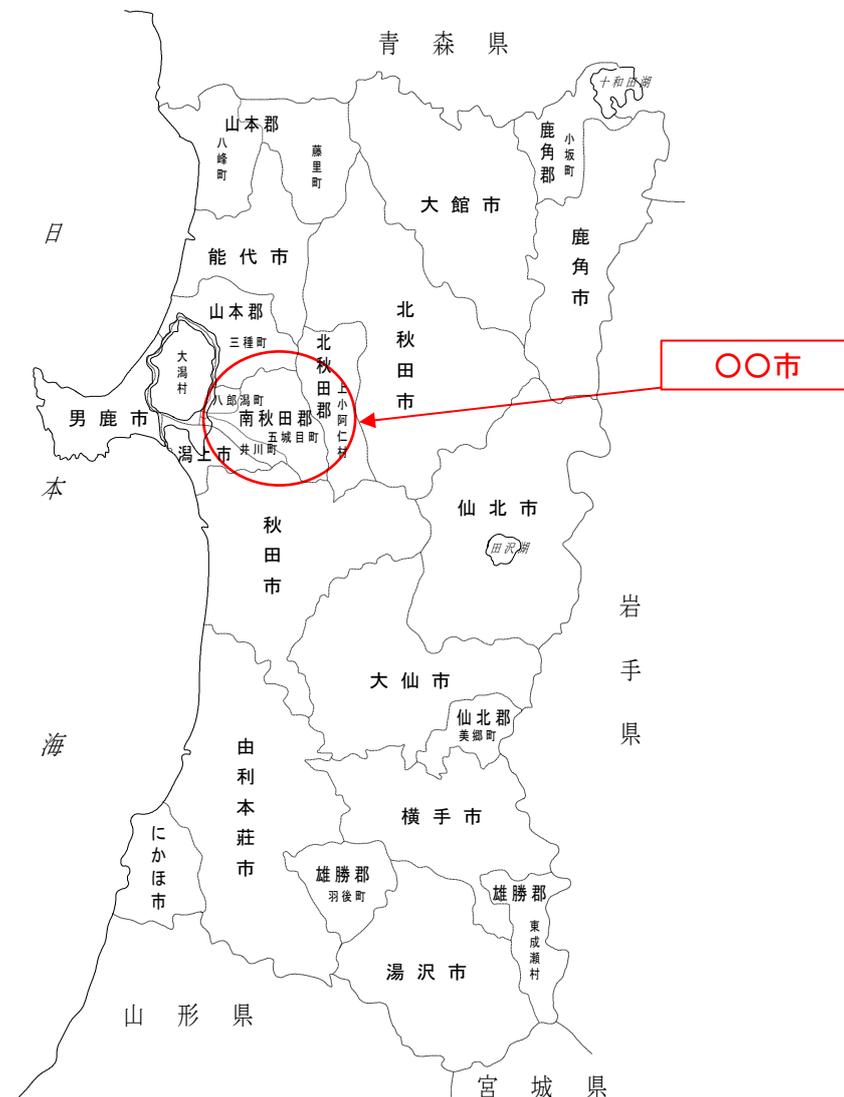
### (1) 業務の目的

本業務は、〇〇市が管理する橋梁について橋梁点検を実施し、劣化・損傷状況を把握することにより、耐荷力と耐久性の診断と適正な維持管理を行うための資料を得ることを目的とする。

### (2) 業務概要

- 1) 業務名 : DKI271-02 平成27年度 防災・安全交付金 〇〇市道路橋定期点検業務委託  
※ 市町村と連絡協議会との契約件名を記載する。
- 2) 業務箇所 : 〇〇市 全域 15 橋
- 3) 工期 : 自 平成27年 5月15日 ※ 市町村と連絡協議会との契約工期  
至 平成28年 2月 5日 を記載する
- 4) 点検機関 : 創和技術株式会社 ※ 連絡協議会と点検会社として  
秋田県秋田市山王6丁目20番7号 契約した会社の名称、住所、  
TEL : 018-863-4545 連絡先、管理技術者名、照  
FAX : 018-863-4658 査技術者名を記載する。  
管理技術者 : 今野義隆  
照査技術者 : 伊藤 実

### (3) 位置図



#### (4) 実施方針

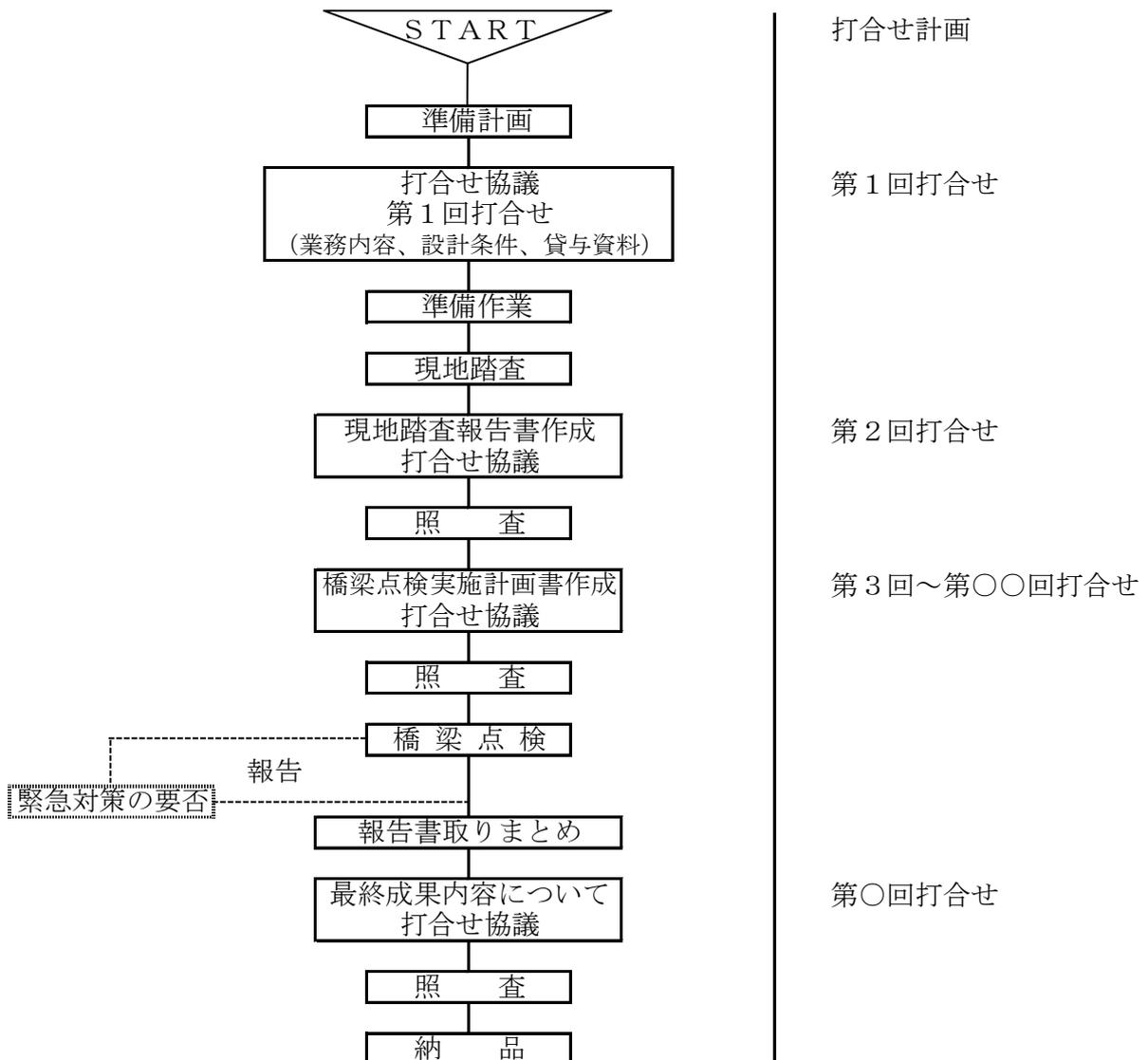
##### 1) 業務（設計等）の条件

- ① 橋梁点検 10 橋 ※ 変更があった場合は最終数量を記載のこと。
- ② 点検面積 441.4 m<sup>2</sup>

##### 2) 貸与資料

- ① 橋梁台帳 1 式
- ② 既往調査・点検資料 1 式

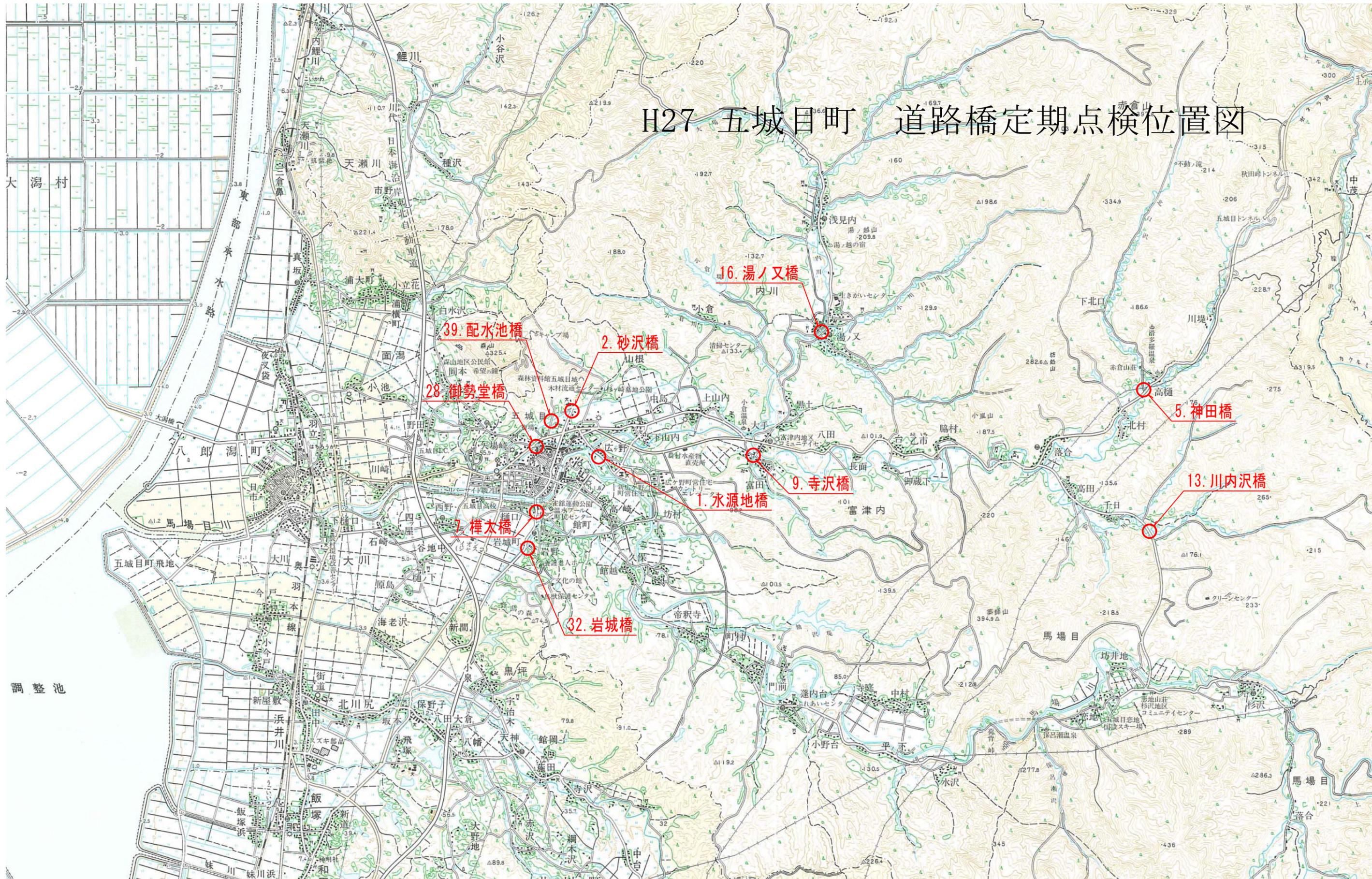
##### 3) 業務のフローチャート



(5) 点検橋梁位置図

次ページに点検橋梁位置図を記載する。

# H27 五城目町 道路橋定期点検位置図



## 2. 点検橋梁

### (1) 橋梁点検数量表

次ページに橋梁点検数量表を記載する。

表 2.1 橋梁点検数量表

※ 最終数量を記載。

番号	管理番号	橋梁名称	地区	道路種別	路線名	橋種 桁・床版材料・構造	架設年次	供用年 (年)	径間数	橋長 (m)		全幅員 (m)		面積 (㎡)		上部工点検方法(点検面積 m <sup>2</sup> )				一般図作成		摘要
										当初	変更	当初	変更	当初	変更	リフト車・点検車		地上点検		当初	変更	
																当初	変更	当初	変更			
1	1143-1	水源地橋	〇〇市	一級	水源地線	単純RCT桁橋			1	6.9	7.15	3.1	3.45	21.4	24.7			21.4	24.7		24.7	
2	1075-1	砂沢橋	〇〇市	一級	小学校通線	単純RC床版橋	1968 (S41)	47	1	4.5	4.54	14.7	18.15	66.2	82.4			66.2	82.4		82.4	
3	4057-1	神田橋	〇〇市	その他	北口線	単純PCプレテンT桁橋	1988 (S63)	27	1	14.5	14.59	7.0	8.20	101.5	119.6		119.6	101.5			119.6	
4	1188-2	樺太橋	〇〇市	一級	上町線	単純RC床版橋			1	3.7	3.61	6.4	7.62	23.7	27.5			23.7	27.5		27.5	
5	4022-1	寺沢橋	〇〇市	その他	富田下川原線	単純RC床版橋	1981 (S56)	34	1	6.5	6.40	8.2	9.40	53.3	60.2			53.3	60.2		60.2	
6	4050-1	川内沢橋	〇〇市	その他	入通線	単純PCプレテン床版橋	1983 (S58)	32	1	13.6	13.59	8.5	9.73	115.6	132.2			115.6	132.2		132.2	
7	5012-1	湯ノ又橋	〇〇市	その他	湯ノ又川向中央線	単純集成材アーチ橋	1990 (H 2)	25	1	13.5	13.60	7.4	7.80	99.9	106.1			99.9	106.1		106.1	
8	1067-1	御勢堂橋	〇〇市	一級	御勢堂線	単純PCプレテン床版橋			1	11.4	11.39	4.5	5.31	51.3	60.5			51.3	60.5		60.5	
9	1126-1	岩城橋	〇〇市	一級	岩城線	RCラーメン橋			1	5.0	2.90	20.5	22.05	102.5	63.9			102.5	63.9		63.9	
10	1073-1	配水池橋	〇〇市	一級	配水池線	単純RC床版橋			1	3.6	2.99	3.8	4.12	13.7	12.3			13.7	12.3		12.3	
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						

合 計	橋長(m)		全幅員(m)		面積(㎡)		点検車(点検)		地上(点検)		一般図作成	
	83.20	80.76	84.10	95.83	649.10	689.40	0.00	119.60	649.10	569.80	0.00	689.40

(2) 点検橋梁の現状

1) 点検橋梁数

点検方法	H27 ○○市	
	橋梁数	面積(m <sup>2</sup> )
点検車	1	119.60
地上+梯子	9	569.80
合計	10	689.40

※ 年度と市町村名を記載。

※ 最終数量を記載。

2) 点検実施橋梁の現状

本業務で実施した橋梁点検における 橋の橋梁種別は、鋼橋が 橋、コンクリート橋が 橋であった。

※ 最終数量を記載。

種 別	橋梁数	内訳			
		15m未満	15m~50m	50m~100m	100m以上
鋼 橋					
コンクリート橋	R C 橋	6	6		
	P C 橋	3	3		
混 合 橋					
そ の 他	1	1			
合計	10	10	0	0	0



## (2) 橋梁健全度の検討

定期点検では、部材単位の健全性の診断と道路橋毎の健全性の診断を行っており、「国土交通省」に報告する健全度と「秋田県」及び「国土技術政策総合研究所」（以下「国総研」という）で示されている健全度の評価判定が「国土交通省」では4段階、「秋田県」及び「国総研」では5段階評価となっている。

このことから、定期点検は「秋田県」又は「国総研」の基準で行っていることが多く、「国土交通省」の報告書への変換が必要となる。

### 1) 部材単位の健全度の診断

【判定区分：道路橋定期点検要領(国土交通省)】

区 分	状 態	考 え 方
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	監視や対策を行う必要のない状態
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	早期に監視や対策を行う必要がある状態
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	緊急に対策を行う必要がある状態

【判定区分：秋田県橋梁点検マニュアル】

区分	概念	一般的状況
A	[良好]	損傷が特に認められない
B	[ほぼ良好]	損傷が小さい
C	[軽度]	損傷がある
D	[顕著]	損傷が大きい
E	[深刻]	損傷が非常に大きい

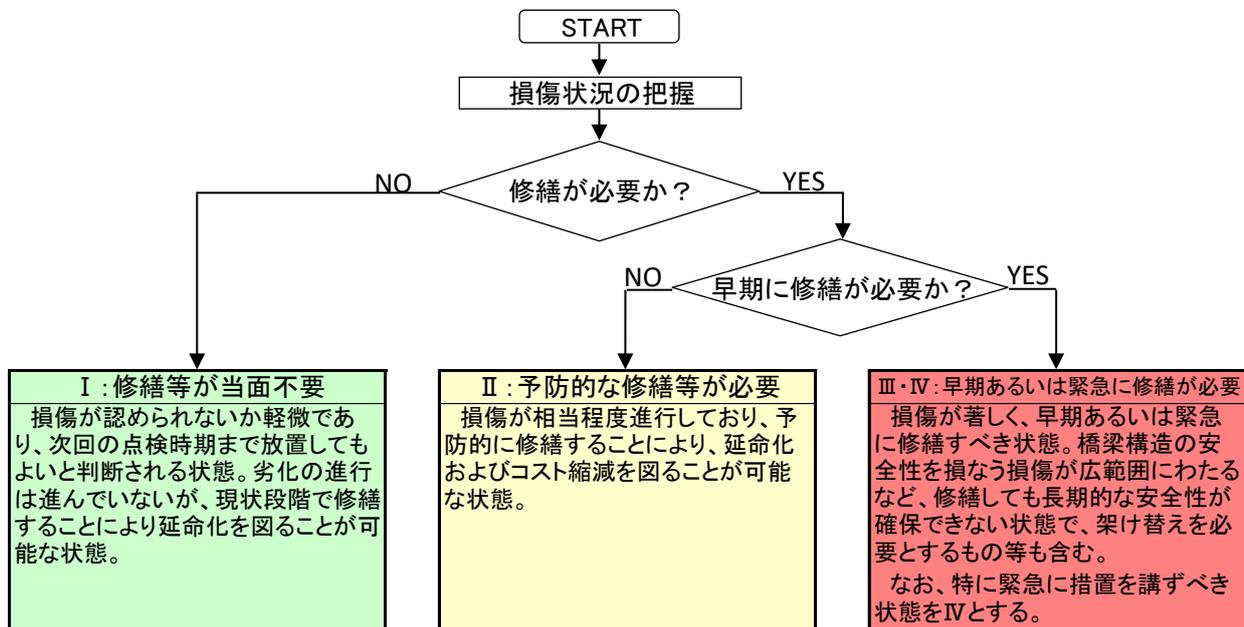
## 2) 健全度区分の変換

### (i) 健全度の評価

#### ア) 健全度区分の検討

本要領では「道路橋定期点検要領（平成26年6月：国土交通省 道路局）」をもとに、橋梁の各部材を以下の4つの健全度に分類した。

- ① 健全度区分Ⅰ（修繕等が当面不要）  
損傷が認められないか軽微であり、次回の点検時期まで放置してもよいと判断される状態。
- ② 健全度区分Ⅱ（予防的な修繕が必要）  
損傷が相当程度進行しており、予防的に修繕することにより、延命化およびコスト縮減を図ることが可能な状態。
- ③ 健全度区分Ⅲ・Ⅳ（早期あるいは緊急に修繕が必要）  
健全度区分Ⅲ・Ⅳとは、損傷が著しく、早期あるいは緊急に修繕すべき状態。橋梁構造の安全性を損なう損傷が広範囲にわたるなど、修繕しても長期的な安全性が確保できない状態で架け替えを必要とするもの等も含む。  
なお、特に緊急に措置を講ずべき状態をⅣとする。



### (ii) 健全度ごとの損傷形態

前項で選定した健全度において、点検結果から考えられる損傷形態について健全度区分の細分類を行う。次頁に「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）」をもとに設定した健全度ごとの損傷形態を示す。

なお、健全度区分Ⅰは損傷が軽微または確認されない状態で、当該損傷に対して当面对策が不要であるため、損傷形態による細分類は行わない。

## (iii) 健全度ごとの損傷形態一覧表

健全度ごとの損傷形態一覧表 (1)

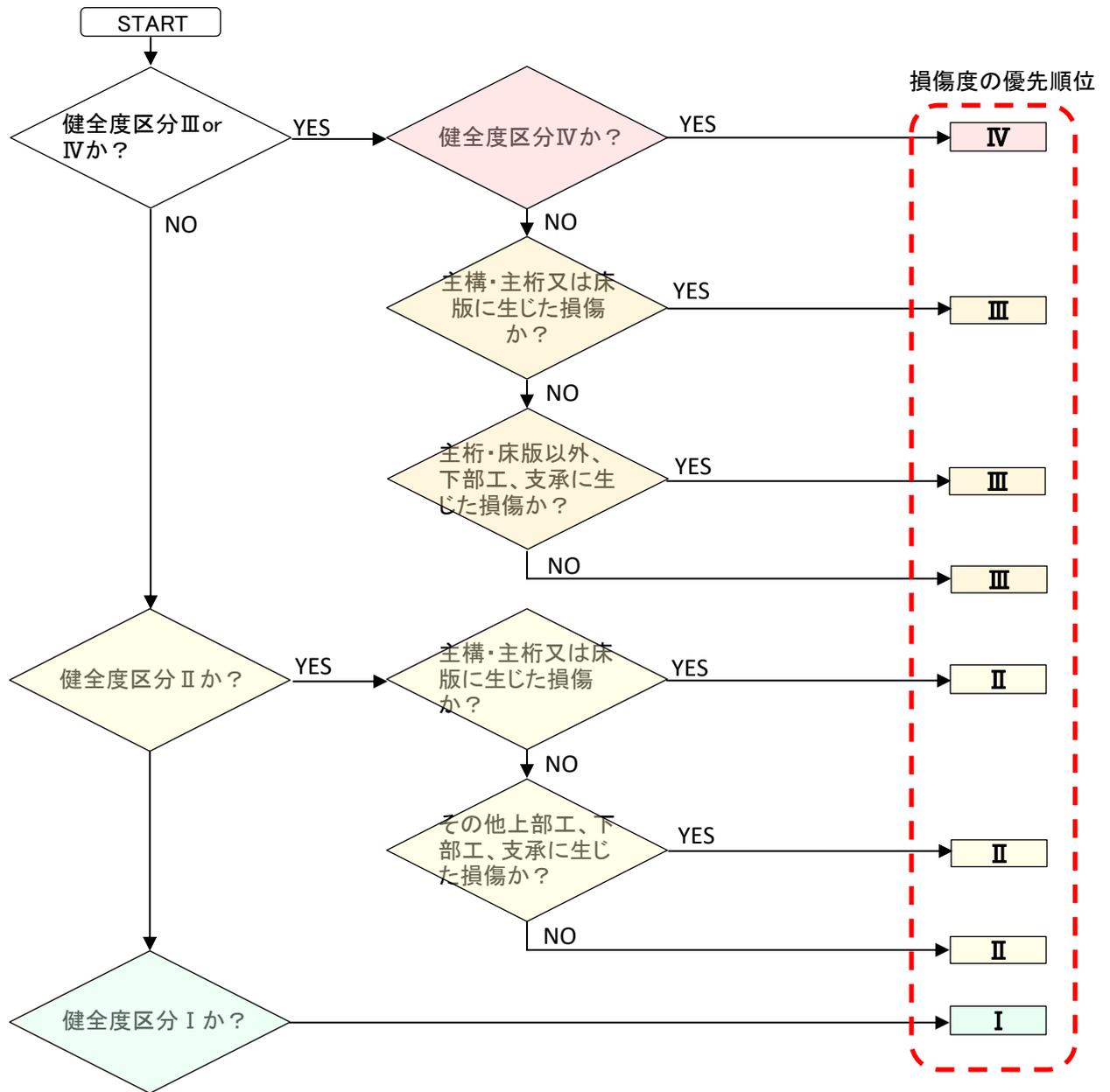
健全度	対象部材	損傷形態	損 傷 内 容	損傷評価(国総研)
Ⅲ・Ⅳ	鋼製主構・主桁及び鋼床版	Ⅲ・Ⅳ	広範囲(e)または局部的(d)に板厚減少、鋼材表面の著しい膨張がみられる。	腐食: e、d
		Ⅲ・Ⅳ	明らかな亀裂を生じている。亀裂の疑いのある塗膜割れが生じている。	亀裂: 有
		Ⅲ・Ⅳ	ボルトの脱落がある。(本数の多寡によらない)	ボルトの抜け落ち: 有
		Ⅲ・Ⅳ	破断している。(部材がつながっている場合は亀裂)	破断: 有
	コンクリート床版(鋼橋)	Ⅲ・Ⅳ	連続的な角落ちがみられ、漏水・遊離石灰が確認できる状態(e) または、0.2mm程度の格子状ひびわれが発生しており、漏水・遊離石灰が確認できる状態。 0.2mm以上のひびわれが目立ち、部分的な角落ちが見られるが、漏水・遊離石灰は確認できない状態。(d)	床版ひびわれ: e、d
		Ⅲ・Ⅳ	広範囲に鋼材断面の減少、鋼材の著しい膨張が見られる。	鉄筋露出: 有
		Ⅲ・Ⅳ	コンクリート塊の抜け落ちがある。	抜け落ち: 有
	コンクリート主桁・床版(コンクリート橋)	Ⅲ・Ⅳ	影響の大きい0.2mm以上のひびわれから著しい遊離石灰・錆汁が発生している。(e) または、影響の大きい0.2mm以上のひびわれが、漏水や軽微な遊離石灰を伴っている状態。 影響の小さい0.2mm以上のひびわれが著しい遊離石灰・錆汁を伴っている状態。(d)	主桁ひびわれ: e、d
		Ⅲ・Ⅳ	連続的な角落ちがみられ、漏水・遊離石灰が確認できる状態(e) または、0.2mm程度の格子状ひびわれが発生しており、漏水・遊離石灰が確認できる状態。 0.2mm以上のひびわれが目立ち、部分的な角落ちが見られるが、漏水・遊離石灰は確認できない状態。(d)	床版ひびわれ: e、d
		Ⅲ・Ⅳ	広範囲に鋼材断面の減少、鋼材の著しい膨張が見られる。	鉄筋露出: 有
		Ⅲ・Ⅳ	コンクリート塊の抜け落ちがある。	抜け落ち: 有
		Ⅲ・Ⅳ	PCケーブル定着部の損傷(程度によらない)、PCケーブルの損傷。	PC定着部の異常: 有
		下部工(コンクリート)	Ⅲ・Ⅳ	影響の大きい0.2mm以上のひびわれから著しい遊離石灰・錆汁が発生している。(e) または、影響の大きい0.2mm以上のひびわれが、漏水や軽微な遊離石灰を伴っている状態。 影響の小さい0.2mm以上のひびわれが著しい遊離石灰・錆汁を伴っている状態。(d)
	Ⅲ・Ⅳ		広範囲に鋼材断面の減少、鋼材の著しい膨張が見られる。	鉄筋露出: 有
	Ⅲ・Ⅳ		PCケーブル定着部の損傷(程度によらない)、PCケーブルの損傷。	PC定着部の異常: 有
	下部工(鋼製)	Ⅲ・Ⅳ	広範囲(e)または局部的(d)に板厚減少、鋼材表面の著しい膨張がみられる。	腐食: e、d
		Ⅲ・Ⅳ	明らかな亀裂を生じている。亀裂の疑いのある塗膜割れが生じている。	亀裂: 有
		Ⅲ・Ⅳ	ボルトの脱落がある。(本数の多寡によらない)	ボルトの抜け落ち: 有
		Ⅲ・Ⅳ	破断している。(部材がつながっている場合は亀裂)	破断: 有
	下部工(共通)	Ⅲ・Ⅳ	著しく洗掘されている。沈下・移動・傾斜のいずれかがある。	下部工の変状: 有
支承	Ⅲ・Ⅳ	支承の機能が損なわれている。支承の機能が著しく阻害されている。	支承の機能障害: 有	
全部材	Ⅲ・Ⅳ	上記に該当しない損傷。	個別検討	

健全度ごとの損傷形態一覧表（２）

健全度	対象部材	損傷形態	損傷内容	損傷評価(国総研)
II	鋼製主構・主桁及び鋼床版	II	表面的な錆が広範囲に広がっている。	腐食:c
	コンクリート床版(鋼橋)	II	0.2mm程度の格子状ひびわれが発生している状態で漏水・遊離石灰は確認出来ない。または一方向ひびわれであるが、漏水・遊離石灰が確認できる状態。	主桁ひびわれ:c
	コンクリート主桁・床版(コンクリート橋)	II	漏水・遊離石灰を伴わない影響の大きいひびわれの状態(0.2mm以下も含む)。または、影響の小さいひびわれが漏水や遊離石灰を伴っている状態。	主桁ひびわれ:c
		II	0.2mm程度の格子状ひびわれが発生している状態で漏水・遊離石灰は確認出来ない。または一方向ひびわれであるが、漏水・遊離石灰が確認できる状態。	床版ひびわれ:c
	下部工(コンクリート)	II	漏水・遊離石灰を伴わない影響の大きいひびわれの状態(0.2mm以下も含む)。または、影響の小さいひびわれが漏水や遊離石灰を伴っている状態。	下部工ひびわれ:c
	下部工(鋼製)	II	表面的な錆が広範囲に広がっている。	腐食:c
	支承	II	予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	支承の機能障害:有
	伸縮装置	II	伸縮装置部の段差(20mm以上)、鋼製伸縮装置の破断・脱落が見られる。	機能障害:有
	高欄・防護柵	II	板厚減少を伴う著しい腐食、ビームの破断等、大きく事故を誘発する可能性が高い状態。	機能障害:有
	地覆	II	著しい鉄筋の腐食を伴う鉄筋露出。	機能障害:有
	舗装	II	20mm程度以上(走行に支障があり明らかにわかる程度)の段差がある。	路面の凹凸:有
全部材	II	上記に該当しない損傷。	個別検討	
I	全部材	I	損傷が軽微または確認されない状態。	上記の評価以外

### 3) 健全度区分及び損傷度による橋梁の優先順位

損傷の程度、発生箇所により優先順位を設定する。以下に損傷度による橋梁の優先順位判定フローチャートを示す。



#### 4) 判定の単位

部材単位の健全性の診断は、少なくとも下記の表に示す評価単位毎に区別して行う。

表－判定の評価単位の標準

上部構造			下部構造	支承部	その他
主桁	横桁	床版			

##### 【補足】

道路橋は機能や役割の異なる多くの部材が複雑に組み合わされた構造体であり、部材の変状や機能障害が道路橋全体の性能に及ぼす影響は、橋梁形式等によって大きく異なる。また、一般的には補修・補強等の措置は必要な機能や耐久性を回復するために部材単位で行われるため、健全性の診断を部材単位で行うこととした。

#### 5) 変状の種類

部材単位の健全性の診断は、少なくとも下記の表に示す変状の種類毎に行う。

表－変状の種類標準

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、亀裂、破断、その他
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他
その他	支承の機能障害、その他

##### 【補足】

定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や特性の違う損傷の種類に応じて異なってくることが一般的である。同じ部材に複数の変状がある場合には、それぞれの変状の種類毎に判定を行う。

## 6) 道路橋毎の健全性の診断

道路橋毎の健全性の診断は、下記の表により行う。

表一 判定区分

区 分		状 態	考 え 方
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	監視や対策を行う必要のない状態
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	早期に監視や対策を行う必要がある状態
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	緊急に対策を行う必要がある状態

### 【補足】

道路橋毎の健全性の診断は、部材単位で補修や補強の必要性等を評価する点検とは別に、道路橋毎で総合的な評価を付けるものであり、道路橋の管理者が保有する道路橋全体の状況を把握するなどの目的で行うものである。

部材単位の健全度が道路橋全体の健全度に及ぼす影響は、構造特性や架橋環境条件、当該道路橋の重要度等によっても異なるため、道路橋毎で総合的に判断することが必要である。一般的には、構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表させることができる。

なお、「道路橋毎の健全性の診断」の単位は以下によるものとする。

- ① 道路橋種別毎に1橋単位とする。
- ② 道路橋が1箇所において上下線分離している場合は、分離している道路橋毎に1橋として取り扱う。
- ③ 行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の管理者が単独の場合は当該道路橋の管理者が診断を行う。
- ④ 行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の管理者が行政境界でおのおの異なる場合は、点検実施如何に拘わらず橋長の長い方の管理者が診断を行う。(高架橋も同じ)

### (3) 道路橋点検総括表

次ページ以降に点検総括表を記載する。

H27 ○○市橋梁点検総括表

番号	橋梁名	路線名	全景写真	供用開始年	橋長	総径間数	全幅員	橋梁の種類	橋梁健全度	各部材毎の判定区分						損傷写真 (赤字判定区分の写真)	考察
										主桁	横桁	床版	下部構造	支承部	その他		
1	水源地橋	水源地線		不明	7.15	1	3.45	RCT桁橋	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ			部分的に主桁の補修を早期に行うのが望ましい。	
2	砂沢橋	小学校通線		1968	5.38	1	18.15	RC床版橋	Ⅱ			Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ		状況に応じて補修を行うのが望ましい。	
3	神田橋	北口線		1988	14.59	1	8.20	PCプレント桁橋	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ		状況に応じて補修を行うのが望ましい。	
4	樺太橋	上町線		不明	3.61	1	7.62	RC床版橋	Ⅱ			Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ		状況に応じて補修を行うのが望ましい。	
5	寺沢橋	富田下川原線		1981	6.40	1	9.40	RC床版橋	Ⅱ			Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ		状況に応じて補修を行うのが望ましい。
6	川内沢橋	入通線		1983	13.59	1	9.73	PCプレテン床版橋	Ⅰ	Ⅰ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ		維持工事にて対応するのが望ましい。
7	湯ノ又橋	湯ノ又川向中央線		1990	13.60	1	7.80	集成材アーチ橋	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ		状況に応じて補修を行うのが望ましい。	

番号	橋梁名	路線名	全景写真	供用開始年	橋長	総径間数	全幅員	橋梁の種類	橋梁健全度	各部材毎の判定区分						損傷写真 (赤字判定区分の写真)	考察
										主桁	横桁	床版	下部構造	支承部	その他		
8	御勢堂橋	御勢堂線		不明	11.39	1	5.31	PCフレン床版橋	I	I		I	I	I			維持工事にて対応するのが望ましい。
9	岩城橋	岩城線		不明	2.90	1	22.05	RCラーメン橋	I	I			I		II		維持工事にて対応するのが望ましい。
10	配水池橋	配水池線		不明	2.99	1	4.12	RC床版橋	I			I	I		II		維持工事にて対応するのが望ましい。
11																	
12																	
13																	

注) ①橋梁健全度欄は、判定区分に応じて色分けを行う。  
 ②各部材毎の判定区分欄は、部材のある箇所に判定区分を記載し、判定区分の最も大きな部材(損傷写真掲載部材)の欄を赤字とする。  
 ③橋梁の種類欄の名称は、基本的に属性集計表に記載した種類とする。

#### (4) 評価結果及び所見

本業務での点検対象10橋の評価結果及び所見を記す。

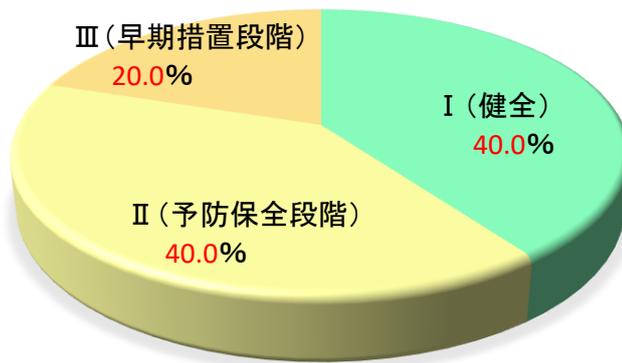
##### 1) 道路橋定期点検損傷度評価

損傷区分 市町村	I (健全)	II (予防保全段階)	III (早期措置段階)	IV (緊急措置段階)	橋梁数 (橋)
〇〇市	4 40.0%	4 40.0%	2 20.0%	0.0%	10

##### 2) 橋梁健全度

点検を実施した 橋の橋梁健全度は、健全度区分IIが40%(4橋)と大半を占め、健全度区分IIIは20%(2橋)であった。

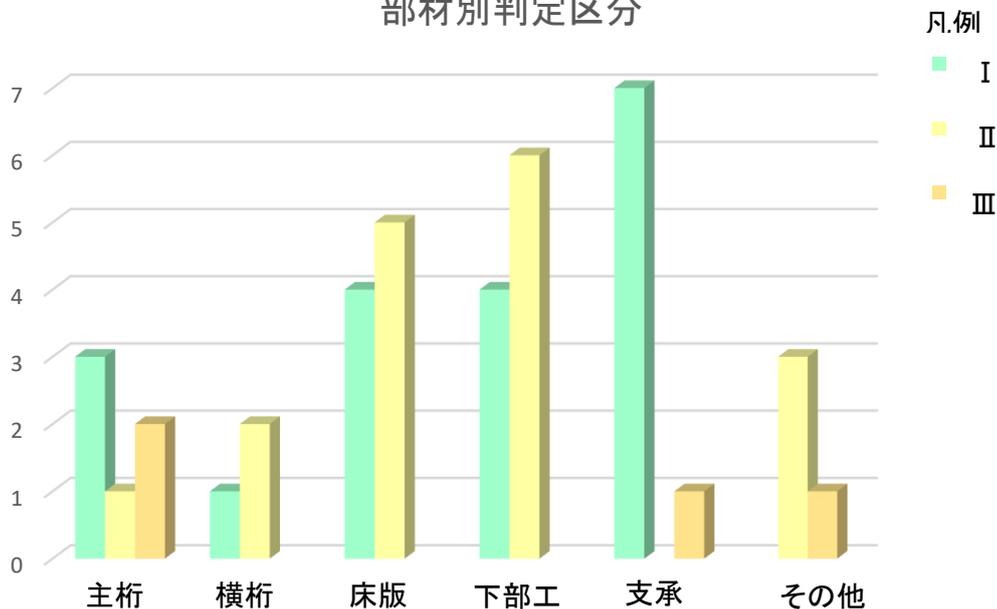
#### 橋梁健全度



##### 3) 部材毎の判定区分状況

点検を実施した 10 橋について、部材毎における判定区分の集計を以下に示す。

#### 部材別判定区分



(5) 特に着目すべき橋梁の損傷状況

橋梁名	水源地橋	
		
	部材名称	主桁
	判定区分	Ⅲ
	変状の種類	ひびわれ
	メモ	
	<p>主桁にひびわれが見られ、欠損がある。 鉄筋露出も見られる。</p>	

橋梁名	湯ノ又橋	
		
	部材名称	主桁
	判定区分	Ⅲ
	変状の種類	腐食
	メモ	
	<p>主桁に腐食が見られ、かなり進行している形跡がある。</p>	

DKI271-02

※ 業務番号、契約件名は、市町村と連絡協議会で締結した契約  
件名を記載する

平成27年度 防災・安全交付金

〇〇市 道路橋定期点検業務委託

( 概 要 版 )

平成27年 2月

〇 〇 市  
市町村橋梁等長寿命化連絡協議会  
創 和 技 術 株 式 会 社

## 1. 業務概要

### (1) 業務の目的

本業務は、〇〇市が管理する橋梁について橋梁点検を実施し、劣化・損傷状況を把握することにより、耐荷力と耐久性の診断と適正な維持管理を行うための資料を得ることを目的とする。

### (2) 業務概要

- 1) 業務名 : DKI271-02 平成27年度 防災・安全交付金 〇〇市道路橋定期点検業務委託
- 2) 業務箇所 : 〇〇市 全域 15 橋
- 3) 工期 : 自 平成27年 5月15日  
至 平成28年 2月 5日
- 4) 点検機関 : 創和技術株式会社  
秋田県秋田市山王 6 丁目20番7号  
TEL : 018-863-4545  
FAX : 018-863-4658  
管理技術者 : 今野義隆  
照査技術者 : 伊藤 実

## 2. 橋梁点検数量

### (1) 橋梁点検数量

点検方法	H27 〇〇市	
	橋梁数	面積(m <sup>2</sup> )
点検車	1	0.00
地上+梯子	9	0.00
合計	10	0.00

### (2) 点検実施橋梁の現状

本業務で実施した橋梁点検における10橋の橋梁種別は、鋼橋が0橋、コンクリート橋が9橋であり、その他が1橋であった。

種別	橋梁数	内訳			
		15m未満	15m~50m	50m~100m	100m以上
鋼橋					
コンクリート橋	RC橋	6	6		
	PC橋	3	3		
混合その他	1	1			
合計	10	10	0	0	0

## 3. 橋梁の健全度

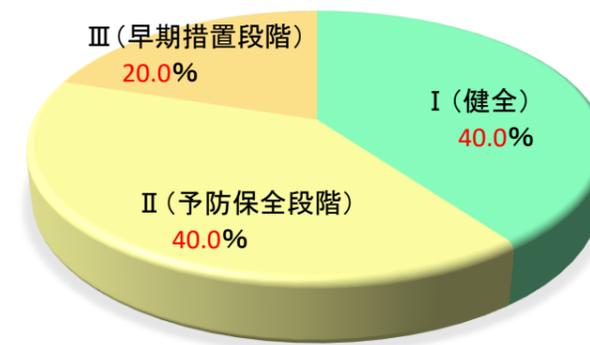
### (1) 道路橋定期点検損傷度評価

損傷区分 市町村	I (健全)	II (予防保全段階)	III (早期措置段階)	IV (緊急措置段階)	橋梁数 (橋)
五城目町	4 40.0%	4 40.0%	2 20.0%	0 0.0%	10

### 2) 橋梁健全度

点検を実施した10橋の橋梁健全度は、健全度区分IIが40% (4橋) と大半を占め、健全度区分IIIは20% (2橋) であった。

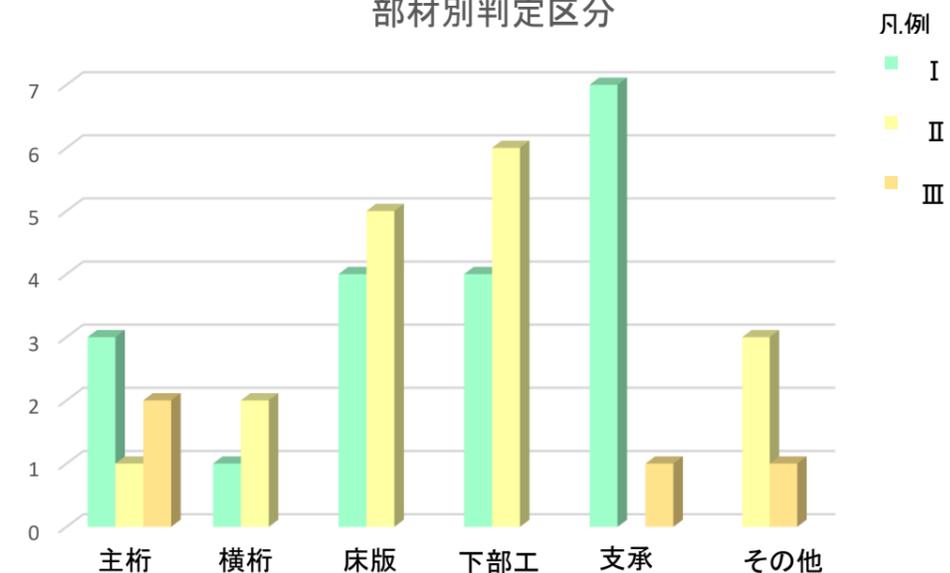
橋梁健全度



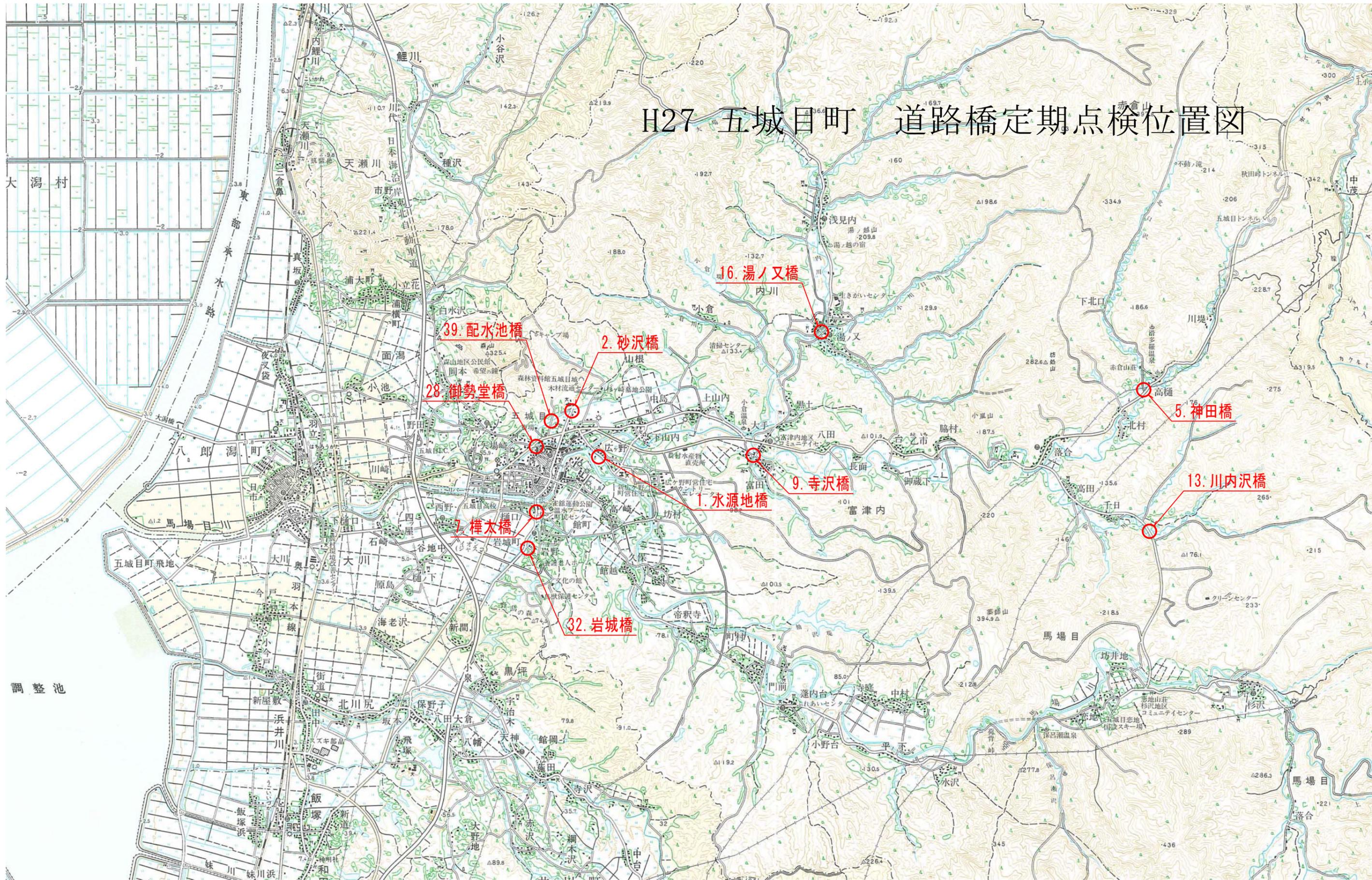
### 3) 部材毎の判定区分状況

点検を実施した 10 橋について、部材毎における判定区分の集計を以下に示す。

部材別判定区分



# H27 五城目町 道路橋定期点検位置図



H27 ○○市橋梁点検総括表

番号	橋梁名	路線名	全景写真	供用開始年	橋長	総径間数	全幅員	橋梁の種類	橋梁健全度	各部材毎の判定区分						損傷写真 (赤字判定区分の写真)	考察
										主桁	横桁	床版	下部構造	支承部	その他		
1	水源地橋	水源地線		不明	7.15	1	3.45	RCT桁橋	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ				部分的に主桁の補修を早期に行うのが望ましい。
2	砂沢橋	小学校通線		1968	5.38	1	18.15	RC床版橋	Ⅱ			Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ			状況に応じて補修を行うのが望ましい。
3	神田橋	北口線		1988	14.59	1	8.20	PCプレント桁橋	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ			状況に応じて補修を行うのが望ましい。
4	樺太橋	上町線		不明	3.61	1	7.62	RC床版橋	Ⅱ			Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ			状況に応じて補修を行うのが望ましい。
5	寺沢橋	富田下川原線		1981	6.40	1	9.40	RC床版橋	Ⅱ			Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ		状況に応じて補修を行うのが望ましい。
6	川内沢橋	入通線		1983	13.59	1	9.73	PCプレテン床版橋	Ⅰ	Ⅰ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ		維持工事にて対応するのが望ましい。
7	湯ノ又橋	湯ノ又川向中央線		1990	13.60	1	7.80	集成材アーチ橋	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ			状況に応じて補修を行うのが望ましい。

番号	橋梁名	路線名	全景写真	供用開始年	橋長	総径間数	全幅員	橋梁の種類	橋梁健全度	各部材毎の判定区分						損傷写真 (赤字判定区分の写真)	考察
										主桁	横桁	床版	下部構造	支承部	その他		
8	御勢堂橋	御勢堂線		不明	11.39	1	5.31	PCフレン床版橋	I	I		I	I	I			維持工事にて対応するのが望ましい。
9	岩城橋	岩城線		不明	2.90	1	22.05	RCラーメン橋	I	I			I		II		維持工事にて対応するのが望ましい。
10	配水池橋	配水池線		不明	2.99	1	4.12	RC床版橋	I			I	I		II		維持工事にて対応するのが望ましい。
11																	
12																	
13																	

注) ①橋梁健全度欄は、判定区分に応じて色分けを行う。  
 ②各部材毎の判定区分欄は、部材のある箇所に判定区分を記載し、判定区分の最も大きな部材(損傷写真掲載部材)の欄を赤字とする。  
 ③橋梁の種類欄の名称は、基本的に属性集計表に記載した種類とする。

(4) 特に着目すべき橋梁の損傷状況

橋梁名	水源地橋	
		
	部材名称	主桁
	判定区分	Ⅲ
	変状の種類	ひびわれ
	メモ	
	<p>主桁にひびわれが見られ、欠損がある。 鉄筋露出も見られる。</p>	

橋梁名	湯ノ又橋	
		
	部材名称	主桁
	判定区分	Ⅲ
	変状の種類	腐食
	メモ	
	<p>主桁に腐食が見られ、かなり進行している形跡がある。</p>	